

ディスカバー信州お出かけ割観光クーポン Q & A

2020.7.20現在

	質 問	回 答
1	クーポン事業の目的は何ですか	新型コロナウイルス感染症による観光客の激減によって危機的な状況に陥っている観光産業を支援するため、長野県内の観光地で利用できる観光クーポンの販売を全国を対象に行うことで、県内観光産業全体の喚起を図ることが目的です。
2	今回の事業の具体的な内容は何ですか。	土産物の購入や飲食等の支払いに使用できる観光クーポン（1,500円）を1,000円で販売します。観光クーポン利用施設として登録いただいたお店等で使うことができます。
3	観光クーポンはどこで購入できますか。	長野県内と東北、中部、北陸、中国、四国地方の25県のファミリーマート、長野県名古屋観光情報センター、長野県内観光協会（一部）で購入できます。詳細は「ディスカバー信州お出かけ割」の特設HPで公開しておりますので、御確認ください。
4	販売はいつからですか。	7月22日（水）10時から販売します。状況によっては8月上旬の販売も予定しています。
5	観光クーポンはいくらで購入できますか。	1,500円分（500円券×3枚つづり）の観光クーポンが、1,000円で購入できます。
6	販売枚数はどのくらいですか。	観光クーポン（1,500円）は、10万枚を予定しております。売り切れ次第、販売終了となります。
7	一人何枚まで購入できますか。	観光クーポン（1,500円）については、一人5枚（（500円券×3枚つづり）×5枚）までです。
8	今回のクーポンは、他の割引クーポン券と併用できますか。	基本的に併用できます。ただし、「併用できない」と明記されているクーポン券等、併用できない場合がありますので、使用される前に併用されるクーポンの発行元へご確認ください。
9	観光クーポンはどこで使えますか。	観光クーポン利用施設として事前に登録いただいたお店等で使うことができます。利用可能施設については「ディスカバー信州お出かけ割」の特設HPをご確認ください。

	質 問	回 答
10	観光クーポン券の利用施設として登録したいのですが。	利用施設は「ディスカバー信州県民応援割」の観光クーポン事業者として登録いただいた施設等のうち、「ディスカバー信州お出かけ割観光クーポン券」の取扱店として登録いただいた事業者です。事業者の追加募集を7月21日から7月30日まで行う予定です。詳細は長野県公式HPや特設HPに掲載します。
11	事業者のマニュアルについては、いつ送ってもらえますか。	観光クーポン対象事業者には、登録完了通知・マニュアル・ステッカーを、7月17日から7月20日までの間に届くようお送りします。追加募集にて決定した事業者様には、8月8日以降に届く予定です。
12	新型コロナウイルス対策推進宣言の登録については、県や商工会議所等へ報告する必要がありますか。	特に報告する義務はありませんが、商工会・商工会議所のHPで宣言事業者を公表しているため、よろしければご連絡ください。
13	日帰りバスツアーは対象になりますか。	日帰りのバスツアーについては、観光クーポンの対象になりません。
14	バーは対象になりますか。	今回対象となるのは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に提示している主として観光客が利用する飲食店のうち、食品衛生法の許可を受けている事業者になりますので、上記を条件を満たすバーは対象となります。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいない事業者等に限りません。
15	購入したクーポンは返金してもらえますか。	全てのクーポンについて、返金対応はできませんので、ご了承ください。
16	指定管理者も登録できますか。	指定管理料や運営補助など公的な支援を受けている事業者も登録できます。
17	観光クーポン券はどういう形態になりますか。	観光クーポン（1500円）は、500円券×3枚つづりです。
18	バスや列車の料金は対象になりますか。	基本的には公共交通機関の利用料については、対象になりません。ただし、観光施設と一体、またはそれ自体が観光目的となっているような移動手段（ゴンドラ、リフト、トロック列車、遊覧船等）は対象となります。また上高地と沢渡駐車場を結ぶ「シャトルバス」は対象になります。

	質 問	回 答
19	旅館・ホテル内にあるレストラン・土産物店は、観光クーポン券が使えますか。	観光クーポン対象観光事業者として登録されていれば使用できます。使用できるお店には「ディスカバー信州お出かけ割」のステッカーが貼られています。
20	山岳ガイドは観光クーポン対象になりますか。	観光クーポン対象観光事業者として登録されていれば使用できます。登録施設や事業者は「ディスカバー信州お出かけ割」の特設HPで公開しておりますので、御確認ください。
21	クーポン券を利用した場合、おつりは出ますか。	クーポン券の利用にあたっては、つり銭は出ません。また、現金との引き換え、払い戻しは致しません。
22	観光クーポンを利用し割引をした実績が証明できる書類の提出は必要ですか。	観光クーポン対象施設の「クーポンを利用し、割引をした実績が証明できる書類」についての提出は不要です。観光クーポン券の換金方法については、①実績報告書（様式第3号）②事業実績書（様式第4号）③利用済みクーポン券（原本）④請求書（様式5号）の提出をお願いします。（店舗さま用マニュアルの11ページをご覧ください。）
23	申請者と請求書の銀行口座の名義人が異なる場合は、どうしたらよいですか。	様式第6号の委任状の提出をお願いします。
24	宿泊施設で、観光クーポン券は使用できますか。	観光クーポンの事業者登録をしている宿泊施設であれば、お使いいただくことができます。ただし、あくまでも観光クーポンは、観光施設での利用に限るため、宿泊施設の土産物店での土産物代や体験・アクティビティ代、昼食の際に利用された食事代（飲食代）が対象になりますので、ご注意ください。 また、観光クーポン券は、宿泊割引には利用頂けませんので、ご了承ください。

※Q & Aは随時更新していきます。